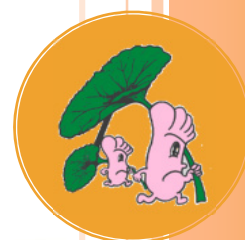


第7章 地域別構想

- 1 地域区分の設定
- 2 地域別構想
 - 2-1 旭町地域
 - 2-2 西地域
 - 2-3 南・栄町地域
 - 2-4 北地域
 - 2-5 中央地域
 - 2-6 下愛冠地域
 - 2-7 郊南・共栄地域



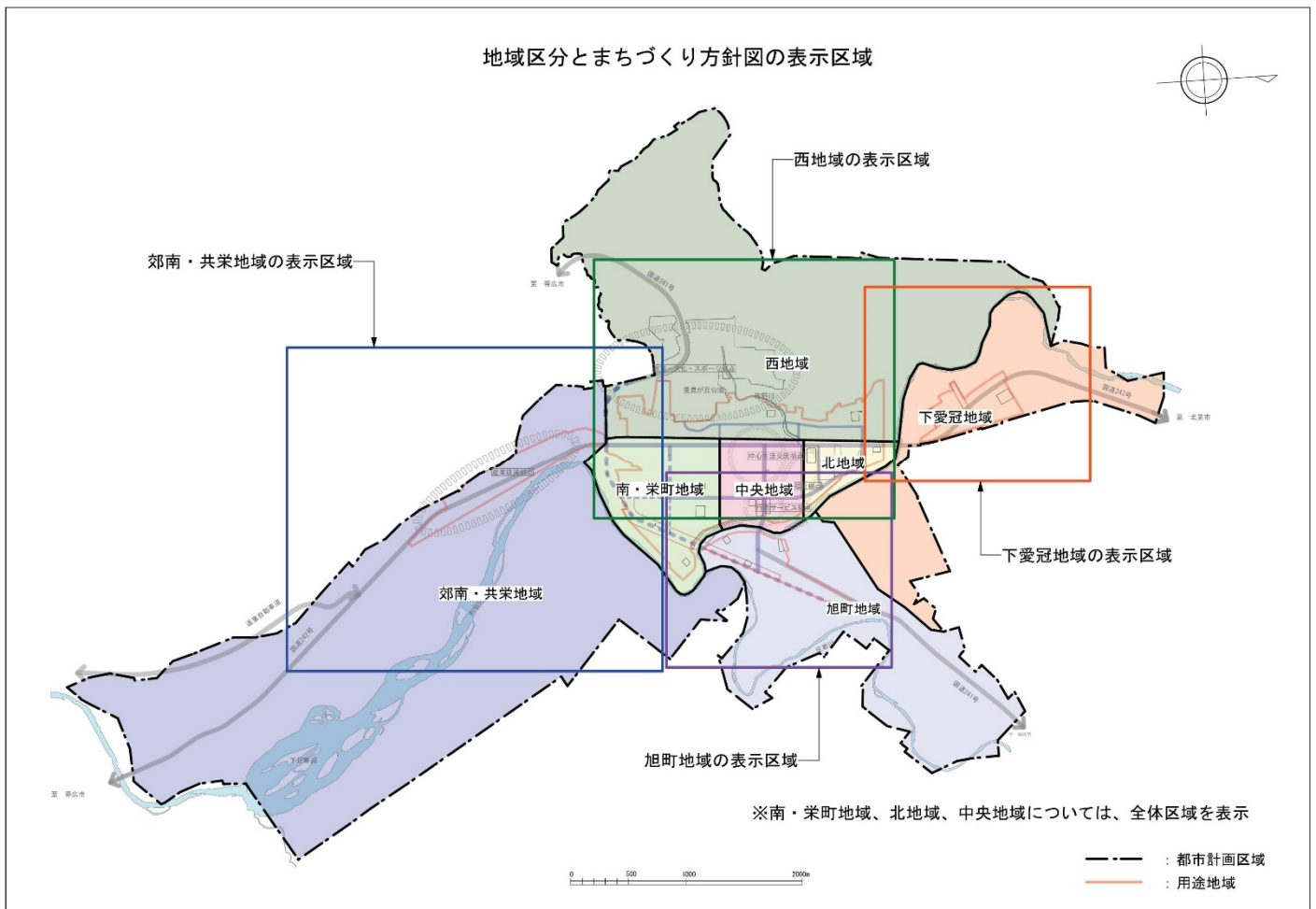


第7章 地域別構想

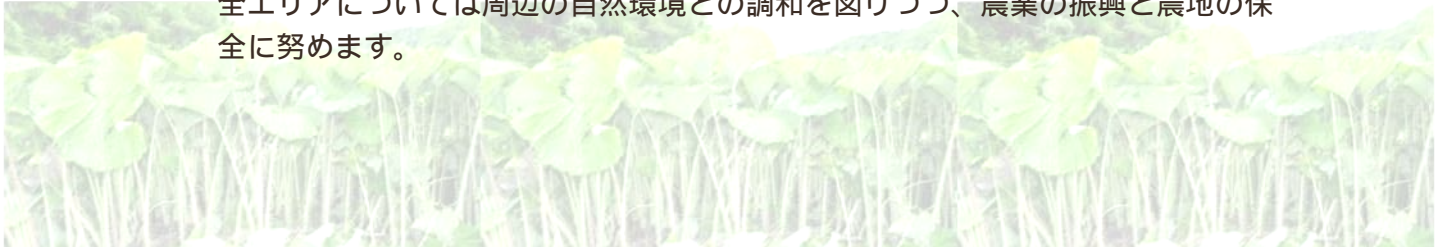
1. 地域区分の設定

地域区分の設定については拠点、ゾーン、土地利用形態などのまとまりによる区分、道路などの分断要素による区分や住民などへのわかりやすさを考慮し、第6章全体構想の市街地ゾーンを「旭町地域」「西地域」「南・栄町地域」「北地域」「中央地域」「下愛冠地域」「郊南・共栄地域」の7地域に区分します。

これら7地域については、足寄町都市計画の将来像『住みたいまち 住み続けるまち 足寄』を受けて都市計画に関わるまちづくりの将来像を設定します。



また、用途地域外については第6章全体構想より森林ゾーン、農業・田園ゾーンとして位置づけており、森林の保全や良好な自然景観の形成に努め、農地保全エリアについては周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全に努めます。



2.地域別構想

2-1.旭町地域

■旭町地域の概況

旭町地域は、利別川と足寄川の合流部付近の市街地と、森林地帯及び広大な農地で構成されています。当市街地は足寄教育発祥の地であり、生涯学習館が立地するなど、本町の歴史や文化などの学習ができる地域です。また、本町の東側玄関口であり、地区を貫く国道241号はオンネトーや阿寒等の観光地とつながっています。

■旭町地域の現状と課題

- 安全・快適な住環境を確保するため、利別川・足寄川の氾濫に備えた防災対策の推進や道路網整備のあり方についての検討が必要となっています。
- 広域観光ルートにおける足寄市街地の出入り口であることから、観光案内や道路・街なみ景観の向上が必要となっています。
- 生涯学習館は、歴史・文化等の学習活動をはじめ各種交流拠点であるため、水害等の防災対策の充実・強化が求められます。
- 工業関連業務地は、木材工業等の施設が立地しており、地場産業の振興とともに、隣接する住宅地の住環境への配慮が求められます。

■旭町地域の将来像

郷土愛を育むとともに、観光地とのつながりを意識したまちづくりの推進

『歴史・文化・観光をつなぐふれあいのまち』





旭町地域の整備方針

【土地利用】

一般住宅地については、道路網見直しと整合する適切な土地利用を推進するほか、水害等の防災対策推進による住環境の維持・保全に努めます。

工業関連業務地は、地域産業の振興と住環境や観光ルートとしての道路環境に配慮した土地利用の推進を検討します。

用途地域外の郊外部は、市街地の拡大を抑制し、森林や農地の景観を保全します。

【交通】

交通需要や自然災害等を考慮した阿寒街道等の都市計画道路の見直しとともに、避難活動をはじめ住民生活にとって重要な生活道路の交通機能の維持・向上を図ります。

観光地へのアクセスである国道 241 号の沿道は、花木等によるホスピタリティにあふれた景観整備の推進を検討します。

【公園緑地等】

身近なレクリエーション活動の場、災害時の避難場所としての機能確保のため、老朽化施設の改修等を行うなど、安心・安全に利用できる施設の維持管理に努めます。

【防災・公共公益施設等】

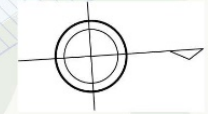
水害や土砂災害等の防災対策の推進を図るとともに、より安全な地区への居住誘導推進を検討します。

歴史・文化の学びを基本とした世代間交流等の中核施設として、生涯学習館等の利用推進を図るとともに、避難所・避難場所としての機能の充実を検討します。





旭町地域まちづくり方針図



凡例 ※当地域対象外項目を含む

- 【区域】**
 - 地域区分界
 - 用途地域
 - - - 都市計画区域
- 【土地利用】**
 - 専用住宅地
 - 一般住宅地
 - 中心商業地
 - 工業関連業務地
 - 農地
 - 森林
 - 河川
- 【交通】**
 - 都市計画道路（整備済み）
 - - - 同上（未整備）
 - 同上（見直し検討区間）
 - 主要幹線道路（都市計画道路区間を除く）
- 【公園・緑地】**
 - 都市計画公園
 - その他都市公園
 - 都市公園以外の公園・緑地
 - 緑のネットワーク〔歩行動線〕（既存）
 - 同上（計画）
- 【防災】**
 - 洪水浸水想定区域（計画規模）
※概ね100年に1度起こりうる大雨に伴う洪水による浸水想定区域
 - 土石流危険渓流
 - 急傾斜地崩壊危険箇所
 - ★ 指定避難所
 - ★ 同上（災害種類により指定）
 - ★ 避難所等（障害者・要介護者等）
 - 指定緊急避難場所
 - 同上（災害種類により指定）
- 【公共施設等】**
 - 主な公共施設
 - 公営住宅

■ 住環境の保全、水害等の防災対策の推進
■ 災害被害が少ないと想定される地区への居住誘導の検討

■ 生涯学習館等の利用推進と、防災機能の維持・向上

■ 観光地を結ぶ道路として、休憩・景観等の沿道整備の推進検討

■ 木材工業等による産業振興と周辺環境への配慮

■ 自然景観（森林）の保全

■ 田園景観（農地）の保全

■ 都市計画道路見直しに伴う、住宅地の適正な土地利用の誘導

■ 生活道路の交通機能の維持・向上

■ 3-3-1 観光通の見直し（変更）検討
・都市計画道路区間からの除外

■ 3-3-2 阿寒街道の見直し（廃止）検討
・都市計画道路の廃止



